

船橋市食品衛生功労被表彰候補者推薦会議設置要綱

(設置)

第1条 食品衛生功労に係る表彰の被表彰候補者の推薦を公正かつ適正に行うため、船橋市食品衛生功労被表彰候補者推薦会議（以下「会議」という。）を置く。

(表彰)

第2条 被表彰候補者を推薦する表彰は、次に掲げるものとする。

- (1) 食品衛生事業功労者に対する厚生労働大臣表彰
- (2) 食品衛生功労者及び食品衛生優良施設に対する千葉県知事表彰

(組織)

第3条 会議は、保健所長（以下「所長」という。）、保健所理事、保健所次長及び衛生指導課長をもって組織する。

(招集及び議事)

第4条 会議は、所長が招集し、議事の進行及び整理は、衛生指導課長が行う。

(意見等の聴取)

第5条 会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議後の処理)

第6条 衛生指導課長は、会議において、被表彰候補者の推薦を決定した後、直ちに被表彰候補者推薦決定伺により所長の決裁を受けなくてはならない。

(会議の庶務)

第7条 会議の庶務は、衛生指導課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。